|  |  |
| --- | --- |
| お知らせの  タイトル | **災害時の復旧作業における多面的機能支払交付金の取扱いについて** |
| 概　　要 | ７月25日からの大雨により、山形県内の各地で、農地や農業用施設に甚大や被害が発生しております。このことを踏まえ、多面的機能支払交付金を災害復旧に活用可能なことをお知らせいたします。 |
| 内　　容 | 多面的機能支払交付金では、農地維持活動の実践活動として、「異常気象時の対応」を行うことができます。   1. 計画書に位置づけている農用地、水路、ため池について土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能です。 2. 甚大な自然災害の場合は、被災施設の小規模な補修や復旧に交付金を活用出来ます。これにより計画していた活動が出来ず、活動要件を満たすことが困難な場合は、地方農政局等からの特例措置を受けることで交付金の返還が免除されます。 3. 災害対応に十分な資金が確保出来ない場合には、別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能です。   　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上 |